従七位
正五位に叙する
　莪山與士夫　北原　忠
　高橋　力　向井　研二
従五位に叙する（各通）
　海野政之助　倉橋　至子
　佐々木　弘　佐藤　正臣
正六位に叙する（各通）
（奈良県広域消防組合消防正監）
　太田　勝　小渕　正彦
　狩野　春香　木村　富夫
　椎名　和夫
正八位
　辻田　一三　中村　秀利
　藤田　敏一　三浦　昭六
　矢次　清　山口　正義
従六位に叙する（各通）
　木下　弘　熊本　善治
　谷口　利男　西澤　茂男
正七位に叙する（各通）
　上原　勝榮　只野　覺
従七位に叙する（各通）（以上九月二日）
　瀬崎　達雄
正四位に叙する
　植村　國雄　清水　一夫
正五位に叙する（各通）
　佐藤　暎一　田崎　弘泰
　中根眞佐男　星　輝雄
従五位に叙する（各通）
　大沢　壽久　太田　道信
　舟越　和吉　水野　道夫
正六位に叙する（各通）
　天羽　忠昭　神田　信夫
　樋口　勝彦　深川　浩
従六位に叙する（各通）
　前村　忠
正七位に叙する（各通）
　世古　泰典
従七位に叙する（以上九月三日）
　本田　俊一
正四位に叙する
　笠原泰次郎
正六位に叙する（各通）
　石神　重將
　鈴木　平一
　剱持多嘉雄
　糸井　秋次
　井上　和幸
　鏡　義弥
　久保　利秋
　下山　秀雄
　坂東　正明
　森地　登
　佐藤富之助
　銘苅　敏光
　南　和千代
　井川　和也
　宮下武四郎
　近藤　眞一
　石垣　昭三　大井　崇
　田中　博　藤原　進
　本生　隆次
従六位に叙する（各通）
正七位に叙する
従七位に叙する（以上九月四日）
（三重大学名誉教授）
従四位に叙する
正五位に叙する
正六位に叙する
　浅川　文雄　池上　治夫
　遠藤　勲　岸田　安雄
　清野　一男　中島　盛重
　松本　芳秋　宮口　育伯
　藁谷　孝
従六位に叙する（各通）
　岡田　武夫　小山　昭雄
　谷山辰次郎　西内　晟
正七位に叙する（各通）（以上九月五日）
　阿部　雅昭
正四位に叙する
　畑中　優宏　東浦　茂文
従六位に叙する（各通）（以上九月六日）
（山梨大学名誉教授）
　毛利陽太郎
正四位に叙する（九月七日）
　宮野　哲郎
従五位に叙する（九月十二日）
○叙勲
（愛媛県議会議員）
旭日双光章を授ける
　渡部　伸二
旭日単光章を授ける（各通）（以上八月三十一日）
　衣川　裕　黒田　哲和
　中野　正夫
旭日単光章を授ける（九月一日）
（静岡大学名誉教授）
　大川　清
瑞宝中綬章を授ける
　橋本　憲和
瑞宝小綬章を授ける
　岡本　勝利　齋藤　徳藏
　佐藤　一斎　高澤　昭夫
　森本　君也　山本　俊一
瑞宝双光章を授ける（各通）
　齊藤　好富
　仲尾弥太郎
　田中　彰
　圓山　武雄
　秋山　澄
　伊嶋正四郎
　野村　純一
　植松　五郎
　櫻井　良子
　井上　英喜
　城　康隆
　仁ノ岡俊之
　村上　帝重
　国井　尚志　國枝　庄治
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月三十一日）
　矢島浩三郎　中玉利勇治
瑞宝小綬章を授ける
　浦壁　敏男　加藤　了
瑞宝双光章を授ける（各通）
　荒井　澄雄　大島　祐二
　島田　正男　藤吉　正道
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月一日）
（京都教育大学名誉教授）
　松井　榮一
瑞宝中綬章を授ける
　石井　博　北原　忠
　倉橋　至子　剱持多嘉雄
瑞宝小綬章を授ける（各通）
　糸井　秋次
　藤田　敏一
（奈良県広域消防組合消防正監）
　井上　和幸
　鏡　義弥
　内田　保之　小渕　正彦
　木下　弘　坂東　正明
　向井　研二　森地　登
瑞宝双光章を授ける（各通）
　只野　覺　緑川　良之
　木村　富夫　山口　正義
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月二日）
　銘苅　敏光　矢次　清
瑞宝小綬章を授ける（各通）
　植村　國雄　田崎　弘泰
　神田　信夫　世古　泰典
　前村　忠　水野　道夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
　津田　彊　守屋　裕文
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月三日）
　吉田　宏章
瑞宝双光章を授ける（各通）
　井川　和也　片山　義之
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月三日）
　笠原泰次郎　近藤　眞一
瑞宝双光章を授ける（各通）
　伊嶋正四郎　渡邊　博
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月四日）
（三重大学名誉教授）
　野村　純一
瑞宝小綬章を授ける
　岸田　安雄　小山　昭雄
瑞宝双光章を授ける（各通）
　松岡　勲
瑞宝単光章を授ける（以上九月五日）

官庁報告

官庁事項

登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の五の規定に基づき次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十九年十月十日

国土交通大臣　石井　啓一

海上保安学校
代表者の氏名
（変更前）岩崎　茂
（変更後）近藤　悦広

関東地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成29年10月10日

関東地方整備局長　泊　宏

道路の種類　路線名　区間
一般国道　16号　東京都八王子市北野町537番1から東京都八王子市北野町523番1までの上下線

近畿地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成29年10月10日

近畿地方整備局長　池田　豊人

道路の種類　路線名　区間
一般国道　1号　京都市山科区音羽草田町51番1から同市山科区音羽八ノ坪44番1までの上り線
京都市山科区音羽八ノ坪44番1から同市山科区大塚中溝81番3までの上下線

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成29年10月10日

近畿地方整備局長　池田　豊人